

数理計算上の差異とリサイクリング

田 子 晃

第 1 節 本稿の目的と構成

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2012年5月17日に企業会計基準第26号『退職給付に関する会計基準』を公表し、旧来の『退職給付に係る会計基準』を改訂している。当該基準の主な改正点¹は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用をその他の包括利益（OCI）を通じて貸借対照表の純資産の部に計上することであり²、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを主な目的としている。

しかしながら、IAS第19号『従業員給付』が、その他の包括利益を通じて認識した未認識数理計算上の差異について、リサイクリングを行わないのに対して³、我が国の会計基準⁴では、旧基準と同様、一定の期間にわたる償却計算によりリサイクリングを行うとしている⁵。

本稿は、経営者の業績評価の視点及び投資家の企業価値評価の視点という2つの視点から、数理計算上の差異の会計処理について、我が国の会計基準とIFRSとを対比させながら検討を行うものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、数理計算上の差異の構成要素と見積りの変更方法について確認を行う。第3節では、我が国とIFRSの数理計算上の差異の会計処理について確認を行う。第4節では、経営者の業績評価の視点から数理計算上の差異の会計処理について検討を行う。第5節では、投資家の企業価値評価の視点から数理計算上の差異の

会計処理について検討を行う。第6節では、結論及び今後の研究課題を述べる。

第2節 数理計算上の差異の構成要素と見積りの変更方法

(1) 数理計算上の差異の構成要素

我が国の会計基準は、数理計算上の差異を「年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異」⁶と定義づけている。一方、IFRSにおいては、数理計算上の差異をその発生原因により、実績による修正及び、数理計算上の仮定の変更の影響から生ずる確定給付制度債務の現在価値の変動としている⁷。IAS第19号『従業員給付』では、我が国の会計基準とは異なり、年金資産に関する期待運用収益と実際運用収益との差異を数理計算上の差異と区別しているが⁸、これを数理計算上の差異に含めると両者の定義に違いはない。IAS第19号『従業員給付』の定義に従って、数理計算上の差異の構成要素を発生原因別に分類すると以下ようになる。

実績による修正

- i) 年金資産の期待運用収益と実績運用収益との差異
 - ii) 退職率、死亡率、予定昇給率等の退職給付債務の計算に用いた数理計算上の仮定（基礎率）と実績値との差異
- #### 数理計算上の仮定の変更
- i) 退職率、死亡率、予定昇給率等の数理計算上の仮定の変更
 - ii) 割引率の変更

(2) 見積りの変更方法

上記数理計算上の差異は、誤謬に該当しない場合には、会計上、見積り

数理計算上の差異とリサイクリング

の変更に分類され、見積りの変更方法に従って会計処理される。そこで、見積りの変更方法について確認しておく。

見積りの変更方法には、Aプロスペクティブ・アプローチ、Bキャッチアップ・アプローチ及び、Cレトロスペクティブ・アプローチの3つの考え方がある。

A プロスペクティブ・アプローチ

プロスペクティブ・アプローチとは、「会計上の見積りの変更は、新しい情報によってもたらされるものであるとの認識から、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて認識するという考え方」⁹である。

B キャッチアップ・アプローチ

キャッチアップ・アプローチとは、会計上の見積りの変更を行ったという事実を重視し、その影響を「変更期間で一時に認識する」¹⁰考え方である。

C レトロスペクティブ・アプローチ

レトロスペクティブ・アプローチとは、会計上の見積りの変更を行ったという事実を重視し、その影響を過去に遡って遡及修正する考え方である。

(3) 数理計算上の差異の構成要素と見積りの変更方法

以上を踏まえて、数理計算上の差異の各構成要素を見積りの変更方法に当てはめると、表1のような結果が得られる。但し、見積りの変更については、我が国の会計基準においてもIFRSにおいても遡及修正しないことから、Cのレトロスペクティブ・アプローチは除外している。また、数理計算上の差異をその他の包括利益に計上した場合、リサイクリングの有無が問題となるが、ここでは、リサイクリングの有無は、見積りの変更方法であるプロスペクティブ・アプローチ及びキャッチアップ・アプローチと

表1 数理計算上の差異の構成要素と見積りの変更方法

変更方法 構成要素	A プロスペクティブ・アプローチ			B キャッチアップ・アプローチ		
	リサイクリング有	リサイクリング無		リサイクリング有	リサイクリング無	
		OCI利用有	OCI利用無		OCI利用有	OCI利用無
年金資産の変動 (i))	OCI計上によりオン・バランス。一定期間でP/L償却	OCI計上によりオン・バランス	P/L計上によりオン・バランス	OCI計上によりオン・バランス。一定期間でP/L償却	OCI計上によりオン・バランス	P/L計上によりオン・バランス
退職給付額の変動 (ii) i))	オフ・バランス。一定期間でOCI計上しその後P/L償却	オフ・バランス。一定期間でOCI計上	オフ・バランス。一定期間でP/L償却			
割引率の変更 (ii))						

は別に検討している。

まず、年金資産の変動については、運用収益の見積値から確定値への変更であり、当期にのみ影響を与えるものであるため、プロスペクティブ・アプローチとキャッチアップ・アプローチで処理に違いはない。従って、いずれの方法でも期末時点の年金資産の実際額が計上されることになる¹¹。その際、リサイクリングを行う場合には、変動額は一旦、その他の包括利益累計額に計上され、その後一定期間にわたって償却が行われることになる¹²。

一方、数理計算上の仮定と実績値との差異及び、数理計算上の仮定の変更のうち割引率以外の変更については、一般的には退職給付額の変動をもたらず。プロスペクティブ・アプローチによった場合、退職給付額の変動による影響額は、将来にわたって認識されるため、見積りの変更時点では当該差異はオフ・バランスとなる。これに対して、キャッチアップ・アプローチによった場合は、その影響を変更時に一時に認識するため、当該差異はオン・バランス処理される。そしてリサイクリングを行う場合には、上記年金資産と同様、変動額は一旦、その他の包括利益累計額に計上され、

数理計算上の差異とリサイクリング

その後一定期間にわたって償却が行われる。

これに対して、割引率の変更は、将来支給される退職給付額の変動をもたらさないが、現時点の退職給付債務の変動をもたらすため、変更前の退職給付債務との間で差異が生ずることになる。プロスペクティブ・アプローチをとった場合、当該差異は、見積りの変更時点ではオフ・バランス処理され、将来にわたって認識されることになる。これに対して、キャッチアップ・アプローチによった場合は、その影響を変更時に一時に認識するため、当該差異はオン・バランス処理されることになる。そして、リサイクリングを行う場合には、上記と同様、変動額は一旦その他の包括利益累計額に計上され、その後一定期間にわたって償却が行われることになる。

第3節 IFRS と我が国の数理計算上の差異の会計処理

次に、IFRS と我が国の数理計算上の差異の会計処理について確認を行うこととする。

(1) IFRS の会計処理

IFRS は、数理計算上の差異を確定給付負債（資産）の純額の再測定の構成要素¹³であるとした上で、当該確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益として認識しなければならないとしている¹⁴。また、「その他の包括利益に認識した、確定給付負債(資産)の純額の再測定は、その後の期間において純損益に振り替えてはならない」¹⁵ とし、リサイクリングを明確に禁じている。従って、IFRS は、見積りの変更方法に関して、キャッチアップ・アプローチを採用し、リサイクリングなしのその他の包括利益を利用していることになる（表1参照）。

IFRS が当該方法を採用しているのは、以下の理由による。

まず、数理計算上の差異を即時認識する理由は次のとおりである。遅延

認識は、「制度が積立不足の場合でも、財政状態計算書に資産が認識される可能性」があり、また、「包括利益計算書に、過去の期間に発生した経済事象から生じた利得及び損失が含まれる可能性がある」ことから、「誤解を招く情報を作り出す可能性」がある¹⁶。これに対して、即時認識は、「遅延認識により提供される情報よりも、財務諸表利用者にとって目的適合性の高い情報を提供」し、「企業に対する確定給付制度の財務的影響のより忠実な表現を提供し、利用者にとって理解が容易である」¹⁷。従って、遅延認識よりも即時認識することの方がより有用であると考えたのである。

また、即時認識した数理計算上の差異をその他の包括利益に計上する理由は次のとおりである。投資家等の財務諸表利用者は、退職給付に係る費用である勤務費用、過去勤務費用、利息費用及び、数理計算上の差異等の構成要素を基に退職給付に係る将来キャッシュ・フローの予測を行う。しかし、各構成要素の予測価値すなわち、将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する情報は、各構成要素によって異なる。このうち、数理計算上の差異によってもたらされる情報は、「将来キャッシュ・フローの不確実性及びリスクに関する情報を多く提供するかもしれないが、当該キャッシュ・フローの可能性の高い金額及び時期に関して提供する情報は少ない」¹⁸と考えられる。従って、IFRSは、数理計算上の差異を純損益として認識される他の項目と分離してその他の包括利益に認識することがより有益と考えたのである¹⁹。

更に、IFRSは、その他の包括利益に計上された数理計算上の差異のリサイクリングを以下の理由により禁止している。

「(a) IFRSでは純損益への振替に関する一貫した方針はなく、この問題を2011年に行ったIAS第19号の修正で行うのは時期尚早である。

(b) このような振替の時期及び金額を決定するための適切な基礎を識別するのは困難である。」²⁰

数理計算上の差異とリサイクリング

すなわち、「予測価値の異なる確定給付費用の各内訳を分解する最も有益な方法は、再測定部分をその他の包括利益に認識すること」²¹ であるため、数理計算上の差異を、その他の包括利益として認識するが、IFRSは、「ある項目をOCIに表示すべきか純損益に表示すべきかをどのように決定するかについての概念的基礎」を示しておらず、また、「各項目を純損益に振り替えるべきかどうかを決定するための原則」を示していない²²。このため、その他の包括利益に計上された項目について、リサイクリングの有無を現時点では判断できず、リサイクリングしないとしているのである。

もっとも、IFRSにおいては、『財務報告に関する概念フレームワーク』において、我が国のように純利益自体の定義づけを行ってはいないため、包括利益計算書を構成する「すべての項目はフレームワークの収益及び費用の定義を満たす」²³ ことになる。このため、純損益とその他の包括利益との間で概念上の差異が存在しないことになり、IFRSでは、体系上、リサイクリングを行う必要がない。従って、IAS第19号『従業員給付』がリサイクリングを行わないのは、結果的にはIFRSの体系と整合している。

(2) 我が国の会計処理

一方、我が国の会計基準は、数理計算上の差異の会計処理に関して、「数理計算上の差異の当期発生額及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用となる。）については、その他の包括利益に含めて計上する」²⁴ として数理計算上の差異をその他の包括利益に計上することとしている。また、「その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う」²⁵ として、必ずリサイクリングを行うことを定めている。従って、我が国の会計基準は、見積りの変更方法に関して、キャッチアップ・アプローチを採用し、リサイクリングあり

のその他の包括利益を利用していることになる（表1参照）。

我が国の会計基準が当該方法を採用しているのは、以下の理由による。

まず、数理計算上の差異を即時認識する理由は、IFRSと同様の理由である。すなわち、数理計算上の差異を遅延認識し、「一部が除かれた積立状況を示す額を貸借対照表に計上する場合、積立超過のときに負債（退職給付引当金）が計上されたり、積立不足のときに資産（前払年金費用）が計上されたりすることがあり得るなど、退職給付制度に係る状況について財務諸表利用者の理解を妨げているのではないかという指摘があった」²⁶ためである。

また、即時認識した数理計算上の差異をその他の包括利益に計上する理由は次のとおりである。「数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面」があり、「数理計算上の差異の性格を一時の費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいと考えられる」こと²⁷及び、2007年8月の「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえて、IAS第19号『従業員給付』の改訂に歩調を合わせて検討を行ったためである²⁸。

一方、その他の包括利益に計上された数理計算上の差異をリサイクリングする理由については、従来の処理を踏襲しているためであるとされているが²⁹、我が国の会計基準においては、純利益概念を維持するために³⁰、IFRSの様に基準ごとにリサイクリングの有無を判断するのではなく、該当するすべての基準においてリサイクリングが行われている。我が国の会計基準の概念的な基礎を提供する討議資料『財務会計の概念フレームワーク』において、純利益とは、資本取引等を除いた純資産の変動額のうち、「その期間中にリスクから解放された投資の成果」³¹であると定義づけられているが、包括利益を構成する純利益とその他の包括利益を、投資のリ

数理計算上の差異とリサイクリング

スクとの観点でみると、純利益はリスクから解放された部分であり、その他の包括利益はリスクから解放されていない部分である。従って、純利益の概念を維持するためには、投資のリスクから解放されていないその他の包括利益がリスクから解放された場合には、その他の包括利益から純利益へのリサイクリングが必要となるのである³²。

第4節 経営者の業績評価の視点からの数理計算上の差異の処理方法

第3節までの検討を踏まえて、経営者の業績評価の視点から数理計算上の差異の処理方法について検討を行うこととする。但し、我が国の会計基準もIFRSも、未認識数理計算上の差異の即時オン・バランス処理を前提としているため、前掲した表1のうち、数理計算上の差異を一時に認識し、オン・バランス処理するキャッチアップ・アプローチのみを検討の対象とする。その際、問題となるのは、数理計算上の差異を純損益に計上するかその他の包括利益に計上するか及び、その他の包括利益に計上した場合にこれをリサイクリングするか否かである。

浅野・岩本・矢野(2006)は、年金基金の存在意義に関して、「運用成績が悪くてファンディング状況が悪化したようなときには、企業は基金から追加の拠出を迫られるという意味では、基金ないしは加入者に対して年金のファンディングに関するプットを与えているとみるべきであろう」³³と述べている。すなわち、年金基金サイドからみると、「プットの時価相当額の資産を有しているとみなすことができるが、追加拠出をしなければならなくなるかもしれない企業からすれば、その分だけ債務を負っているということにほかならない」³⁴のである。このように考えると、退職給付債務の本質は、年金基金等に対するプット・オプションであるとみることができる。

数理計算上の差異は、上述したように、年金資産の変動、基礎率と実績値との差異及び、基礎率の見積りの変更によって生ずる差異並びに、割引率の変更から構成されるが、上述したように退職給付債務の本質を年金基金等に対するプット・オプションであると考えれば、数理計算上の差異は、オプション価値の変動をもたらす構成要素の変動に他ならない。従って、経営者の業績評価の視点からは、オプション価値の変動を純損益に計上するのと同様、数理計算上の差異も純損益に計上することになる。従って、この場合、リサイクリングの問題は生じない。

第5節 投資家の企業価値評価の視点からの数理計算上の差異の処理方法

(1) エンタープライズ DCF モデルによる検討

次に、投資家の企業価値評価の視点から数理計算上の差異の会計処理の検討を行うが、検討に当たっては、完全市場を前提とした上で、代表的な株主価値評価理論であるエンタープライズ DCF モデルに基づいて行うこととする。但し、ここでも、上記と同様、キャッチアップ・アプローチを前提とする。

エンタープライズ DCF モデルでは、事業活動からもたらされる事業価値に非事業用資産の価値を加えて企業価値を求め、そこから有利子負債等の価値を控除することによって株主価値を算出する。税引後事業利益を NOPAT、現金支出を伴わない事業費用を NCC、事業用資産投下額を NIC、余剰現金預金等の非事業用資産の価値を NOA、有利子負債等の価値を DV、割引率を r とすると、株主価値 SV は、

$$SV = \sum_{t=1}^n \frac{(NOPAT_t + NCC_t - NIC_t)}{(1+r)^t} + NOA - DV \quad \dots\dots\dots \text{式}$$

と表わすことができる。右辺第1項が事業価値、第1項と第2項の合計が

数理計算上の差異とリサイクリング

企業価値である³⁵。

ここで、退職給付に係る負債（退職給付引当金）³⁶は、退職給付債務から年金資産を控除したものであるため、エンタープライズ DCF モデルにおいては、上記 式の有利子負債等に含まれると考えられる。退職給付債務は、将来の退職給付のうち当期までの負担額の現在価値であり、有利子負債に類似したものと考えられるため、そこから年金資産の価値を控除した退職給付に係る負債もまた、有利子負債類似物と考えるのである。但し、当該金額は、将来の退職給付の現在価値ではないため、勤務費用等の情報を用いて将来の退職給付の現在価値を予測する必要がある。この場合、ストックとしての退職給付に係る負債の変動をもたらす勤務費用等のフローの情報は、将来の退職給付の予測データとしては用いられるが、二重計算になるため企業価値の計算には反映させないと考えられる。従って、将来の退職給付額が正しく算定されている限り、数理計算上の差異を純損益に計上するかその他の包括利益に計上するか及び、その他の包括利益に計上した場合にこれをリサイクリングするか否かは問題とはならない。なぜなら、数理計算上の差異を純損益に計上した場合或いは、その他の包括利益累計額からリサイクリングした場合に、その影響額は税引後事業利益に反映されるが、当該影響額は、株主価値の算定に当たって計算上税引後事業利益から控除され、株主価値の評価には影響を与えないからである³⁷。

(2) 実証研究による検討

一方、実証研究においては、異なる結論が導かれる。浅野・岩本・矢野(2006)は、改訂前の『退職給付に係る会計基準』に基づき、「年金債務や年金損益などの見かけの会計数値に対して、投資家がどの程度、年金財政の実態を把握して株価形成がなされているか」³⁸の検証を行っている。その結果、「投資家は未認識債務などを完全には評価できていない」とともに、「債務認識や償却の先送りや割引率の操作といった会計操作がある程

度株価に与えていた可能性が指摘できる」³⁹としている。当該分析は、旧基準、すなわち、数理計算上の差異や過去勤務費用の遅延認識を前提としており、改訂後の我が国の会計基準においては、割引率の問題はあるにしても⁴⁰、退職給付会計上の未認識債務の問題は存在しないため、未認識項目の償却年数の選択等による会計操作は問題とならないように思える。

しかし、上述した様に、投資家は、将来の退職給付に関して勤務費用等の情報を基に予測を行うと考えられるため、退職給付費用の中に数理計算上の差異の償却額等が混入し、当該情報を完全には評価できない場合には、結論は異なることになる。改訂後の我が国の会計基準においては、未認識数理計算上の差異は即時認識されるが、認識は、その他の包括利益を通じて行われ、リサイクリングにより一定の期間で償却される。当該償却は、旧基準の償却方法から変更されておらず、経営者が決定した平均残存勤務期間以内の一定の償却年数に基づき規則的に行われ⁴¹、償却額は、退職給付会計上は退職給付費用に含まれる。従って、退職給付費用に含まれる数理計算上の差異の償却費用がリサイクリングによって明確となり、投資家の予測に資する場合は問題とはならないが、償却費用の多寡が将来の退職給付の予測に影響を与えることによって株価に影響を与える場合には、投資家の意思決定を歪めるおそれがあるリサイクリングを行わないことが、投資家の意思決定に資すると考えられる。

第6節 結論

本稿では、経営者の業績評価の視点及び投資家の企業価値評価の視点という2つの視点から、数理計算上の差異の会計処理についての検討を行った。

その結果、まず、IFRSも我が国の会計基準も数理計算上の差異の会計処理に関して、キャッチアップ・アプローチを採用していることが確認さ

数理計算上の差異とリサイクリング

れた。また、いずれの基準もその他の包括利益を利用しているが、IFRSではリサイクリングに関する一貫した方針がないためリサイクリングを行わないのに対して、我が国の会計基準では純利益概念を維持するためリサイクリングを行うことが確認された。

次に、経営者の業績評価の視点から、数理計算上の差異の会計処理の検討を行った。その際、退職給付債務の本質を年金基金等に対するプット・オプションであるととらえると、数理計算上の差異は、当該プット・オプションの価値の変動をもたらす構成要素の変動ということになる。従って、経営者の業績評価の視点からは、オプション価値の変動と同じく、数理計算上の差異も純損益に計上されることになり、その結果、リサイクリングの問題は生じないことになる。

最後に、投資家の企業価値評価の視点から数理計算上の差異の会計処理の検討を行った。代表的な株主価値評価理論であるエンタープライズDCFモデルに基づくと、退職給付債務と年金資産との差額として求められる退職給付に係る負債（退職給付引当金）は、将来の退職給付の現在価値ではないものの、その一部を構成する有利子負債類似物であると考えられた。投資家は、勤務費用等のフロー情報を基に、ストックとしての将来の退職給付額を予測すると考えられるが、当該金額が予測できる限り、数理計算上の差異に関するフローの情報を純損益に計上するかその他の包括利益に計上するか及び、その他の包括利益に計上した上でリサイクリングを行うか否かについては問題とならず、一義的な結論は得られなかった。

一方、実証研究によると、リサイクリングが投資家の意思決定に重要な影響を与える可能性があることが確認された。このため、実証研究を踏まえると、数理計算上の差異の償却額が株価に影響を与える場合には、リサイクリングを行わないという結論が導かれた。

我が国の会計基準は、純利益概念と包括利益概念を明確に区別しており、純利益概念を維持するために、その他の包括利益から純利益へのリサイク

リングを行っている。一方、IFRS では、純利益と包括利益との概念上の区別がなく、基準ごとにリサイクリングの有無を判断している。このため、我が国の会計基準は、リサイクリングに関しては、体系として一貫していると言われる。しかし、本稿の検討結果を踏まえると、必ずしも有用な情報を提供しているとは言えない可能性がある。

本稿はその他の包括利益を構成する項目のうち、数理計算上の差異のみに焦点を当て検討を行ったに過ぎない。従って、今後は他の項目についても同様の検討が必要となる。

注

- 1 その他にも、用語の変更、退職給付見込額の期間帰属額・割引率・予想昇給率の見直し及び、開示の拡充等が行われている。
- 2 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 24 項、第 25 項
- 3 IAS19 Employee Benefits, para. 122。なお、未認識過去勤務費用については直接費用として認識される (IAS19 Employee Benefits, para. 103)。
- 4 本稿では、改訂後の企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』を退職給付会計に関する我が国の会計基準としている。
- 5 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 15 項
- 6 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 11 項
- 7 IAS19 Employee Benefits, para. 8
- 8 *ibid.*
- 9 企業会計基準第 24 号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』第 55 項
- 10 企業会計基準第 24 号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』第 57 項
- 11 実際の退職給付会計では、年金資産と退職給付債務の差額が貸借対照表に計上される。
- 12 1 計算書方式の場合、変動額は包括利益の区分に計上され、償却額は当期純利益の区分に計上される。2 計算書方式の場合は、それぞれ包括利益計算書と損益計算書に計上される。
- 13 その他の構成要素として、資産上限額の影響の変動があげられている (IAS19 Employee Benefits, para. 8)。なお、上述したように、IAS 第 19 号で

数理計算上の差異とリサイクリング

は、年金資産に関する期待運用収益と実際運用収益の差を数理計算上の差異と区別しているが、以降両者を合わせて「数理計算上の差異」とする。

- 14 IAS19 Employee Benefits, para. 120 (c)
- 15 IAS19 Employee Benefits, para. 122。なお、本稿における IASB の会計基準の訳出は、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 (2012) によっている。
- 16 IAS19 Employee Benefits, para. BC70
- 17 ibid.
- 18 IAS19 Employee Benefits, para. BC88
- 19 IAS19 Employee Benefits, para. BC90
- 20 IAS19 Employee Benefits, para. BC99
- 21 IAS19 Employee Benefits, para. BC95
- 22 IAS1 Presentation of Financial Statements, para. BC54G
- 23 IAS1 Presentation of Financial Statements, para. BC51
- 24 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 15 項
- 25 ibid.
- 26 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 55 項
- 27 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 67 項 (1)
- 28 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 47 項, 第 49 項
- 29 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 56 項
- 30 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』第 3 章第 21 項
- 31 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』第 3 章第 9 項
- 32 IFRS と我が国の会計基準における、その他の包括利益とリサイクリング及びクリーン・サープラスとの関係については、田子 (2012) 参照。
- 33 浅野・岩本・矢野 (2006) p. 42
- 34 浅野・岩本・矢野 (2006) p. 43
- 35 エンタープライズ DCF モデルの詳細については、Mckinsey & Company, Tim Koller, Marc Goedhart and David Wessels (2005) 第 3 章, 第 7 章参照。
- 36 我が国の会計基準においては、未認識数理計算上の差異や未認識過去勤務費用に対応する額も負債計上額に加える方法に変更したため、「退職給付引当金」という名称を、「退職給付に係る負債」に変更している (企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 74 項)。
- 37 但しここでは、数理計算上の差異の純損益計上額やリサイクリングされた金額等が区分表示されていることを前提としている。従って、区分表示されない場合には、純損益に反映させないため、その他の包括利益に計上し、リサイク

リングしないという結論が導かれる。

38 浅野・岩本・矢野 (2006) p. 81

39 ibid.

40 改訂後の会計基準は、旧基準を踏襲し、期末における安全性の高い長期の債券の利回りを割引率としている（企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 20 項）。しかし、割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合には、見直さないことができるとされており（企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』（注 8））、必ずしも期末時点の割引率を反映して退職給付債務が算定される訳ではない。

41 企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』第 24 項

参考文献

IASB. 2011. The Conceptual Framework for Financial Reporting

IASB. 2011. IAS1 Presentation of Financial Statements

IASB. 2011. IAS19 Employee Benefits

IFRS Foundation. 2011. International Financial Reporting Standards 2011
（企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構監訳（2011）『国際財務報告基準（IFRS[®]）2011』中央経済社）

IFRS Foundation. 2012. International Financial Reporting Standards 2012
（企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構監訳（2012）『国際財務報告基準（IFRS[®]）[特別追補版]』中央経済社）

Mckinsey & Company, Tim Koller, Marc Goedhart and David Wessels. 2005.
Valuation: Measuring and Managing the Value of Companies, 4/E（本
田桂子監訳（2006）『企業価値評価 上・下』第 4 版 ダイヤモンド社）
『退職給付に係る会計基準』

企業会計基準第 24 号『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』

企業会計基準第 26 号『退職給付に関する会計基準』

企業会計基準委員会（2006）討議資料『財務会計の概念フレームワーク』

浅野・岩本・矢野（2006）『年金とファイナンス』朝倉書店

秋葉賢一（2010）「Q&A コーナー 気になる論点 会計上の見積りの変更の
会計処理 — プロスペクティブ方式とキャッチアップ方式 —」『経営財務』
第 2959 号 28～31 頁

秋葉賢一（2010）「Q&A コーナー 気になる論点 数理計算上の差異に関する
繰延の是非 — 退職給付債務と会計上の見積りの変更 —」『経営財務』第
2968 号 42～45 頁

数理計算上の差異とリサイクリング

- 秋葉賢一 (2012) 「Q&A コーナー 気になる論点④ IASB の収益認識の再公開
草案 (3) — 契約の変更と会計上の見積りの変更 —」『経営財務』第 3050 号
42～45 頁
- 上野雄史 (2008) 『退職給付制度再編における企業行動』中央経済社
- 斎藤静樹 (2007) 編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』中
央経済社
- 佐藤信彦 (2003) 編著『業績報告と包括利益』白桃書房
- 柴・須田・薄井編著 (2008) 『現代のディスクロージャー』中央経済社
- 須田一幸編著 (2004) 『会計制度改革の実証分析』同文館出版
- 須田一幸編著 (2008) 『会計制度の設計』白桃書房
- 田子晃 (2012) 「その他有価証券評価差額金とリサイクリング」『愛知経営論集』
(愛知大学) 第 166 号 123～143 頁
- 中央監査法人, ニッセイ基礎研究所編 (1999) 『企業年金の会計と税務』日本経
済新聞社
- 吉田和生 (2008) 『退職給付会計情報の分析』中央経済社